

報告第16号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年9月3日提出

川崎市長 阿部 孝夫

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生日名	専決処分年月日	損害賠償額	事件の概要
1	総務局	22. 6. 9	円 176,978	平成22年3月24日、幸区戸手1丁目2番11号先路上で、本市小型ライトバンが、信号に従い停止した際、ブレーキを離したため動き出し、前方に一時停止していた被害者所有の普通乗用車に追突し、破損させたもの
2	環境局	22. 4. 26	円 157,500	平成22年3月2日、幸区小倉1番地1マンション構内で、本市職員が、本市中型ごみ収集車のコンテナ傾倒装置を誤って操作したため、被害者所有のコンテナボックスを破損させたもの
3	環境局	22. 3. 31	円 747,843	平成22年3月1日、麻生区上麻生4丁目15番1号先交差点で、本市中型ごみ収集車が、信号待ちのため一時停止した被害者（ア）所有の普通乗用車に追突し、破損させ、及び運転していた被害者（イ）を負傷させたもの
4	環境局	22. 4. 30	円 57,340	
5	環境局	22. 5. 6	円 43,050	平成22年3月15日、幸区北加瀬3丁目2番37号先丁字路で、本市軽ごみ収集車が、通過しようとした際、左側から走行してきた被害者運転の自転車に接触し、被害者を負傷させたもの

6	環境局	22. 5. 8	円 97,550	平成22年2月12日、川崎区本町2丁目11番地8先路上で、本市職員が、作業を行うため本市中型ごみ収集車から降車しようとドアを開けた際、右後方から走行してきた被害者運転の自転車に接触し、被害者を負傷させたもの
7	環境局	22. 5. 29	円 21,000	平成22年5月4日、被害者宅先交差点で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと前進した際、助手席側のドアが開いて、被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの
8	環境局	22. 6. 7	円 84,145	平成22年3月23日、高津区下作延4丁目13番1号先丁字路で、本市中型ごみ収集車が、左折しようとした際、左側から走行してきた被害者運転の自転車に接触し、破損させ、及び被害者を負傷させたもの
9	環境局	22. 6. 18	円 56,028	平成22年5月19日、麻生区細山1丁目7番2号マンション構内で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の水道のメーターボックスの蓋の上を通過したため、当該蓋を破損させたもの
10	環境局	22. 6. 28	円 195,672	平成22年1月12日、高津区久地3丁目10番22号先丁字路で、本市小型ごみ収集車が、通過しようとした際、左側から走行してきた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
11	消防局	22. 5. 12	円 60,000	平成22年3月9日、幸区戸手4丁目2番1号先路上で、本市小型乗用車が走行中、駐車していた被害者所有の軽乗用車に接触し、破損させたもの
12	消防局	22. 5. 14	円 170,912	平成21年5月29日、宮前区神木本町2丁目16番17号先交差点で、患者を搬送中の本市救急車が、左折しようとした際、縁石に乗り上げ車体が大きく揺れたため、同乗していた被害者を負傷させたもの
13	市民・ 子ども 局	22. 5. 31	円 108,738	平成21年11月5日、市立保育園で、保育中の園児が、隣接する駐車場との間のフェンスにつかまった際、当該フェンスの一部が倒れ、駐車していた被害者所有の普通乗用車を破損させたもの
14	環境局	22. 7. 23	円 45,360	平成22年6月18日、幸区小倉1番地1マンション構内で、本市職員が収集作業中、空の容器が被害者所有の水道栓に接触し、破損させたもの

15	環境局	22. 3. 31	円 120,162	<p>平成22年1月13日、王禅寺処理センターの煙突上部の踊り場にある排水口が詰まっていたため、当該踊り場にたまったさびを含んだ雨水が、強風により当該処理センターの周辺に飛散し、被害者所有の次の物件を汚損させたもの</p> <p>普通乗用車（被害者（ア）） 普通乗用車（被害者（イ）） 普通乗用車（*****） 普通乗用車（*****） 小型乗用車（被害者（ウ）） 普通乗用車（被害者（エ）） 普通乗用車（被害者（オ）） 普通乗用車（被害者（カ）） 小型乗用車（被害者（キ）） 普通乗用車（被害者（ク）） 小型乗用車（被害者（ケ）） 小型乗用車（被害者（コ）） 普通乗用車（被害者（サ）） 小型乗用車（被害者（シ）） 普通乗用車（被害者（ス）） 小型乗用車（被害者（セ）） 普通乗用車（被害者（ソ）） 小型乗用車（被害者（タ）） 普通乗用車（被害者（チ）） 軽乗用車（*****） 普通乗用車（被害者（ツ）） 普通乗用車及び太陽電池パネル（被害者（テ）） 普通乗用車及び軽乗用車（被害者（ト）） 普通乗用車（被害者（ナ）） 普通乗用車2台（被害者（ニ））</p>
16	環境局	22. 4. 23	円 115,500	
17	環境局	22. 4. 26	円 66,213	
18	環境局	22. 5. 11	円 110,000	
19	環境局	22. 6. 1	円 154,350	
20	環境局	22. 6. 1	円 58,000	
21	環境局	22. 6. 3	円 33,600	
22	環境局	22. 6. 8	円 73,500	
23	環境局	22. 6. 11	円 93,765	
24	環境局	22. 6. 11	円 166,425	
25	環境局	22. 6. 14	円 9,400	
26	環境局	22. 6. 14	円 8,400	
27	環境局	22. 6. 14	円 93,450	

28	環境局	22. 6. 15	円 102,900	
29	環境局	22. 6. 17	円 149,100	
30	環境局	22. 6. 25	円 31,500	
31	環境局	22. 6. 25	円 52,500	
32	環境局	22. 6. 25	円 31,500	
33	環境局	22. 6. 25	円 131,250	
34	環境局	22. 6. 25	円 136,127	
35	環境局	22. 6. 28	円 161,031	
36	環境局	22. 7. 15	円 257,040	
37	環境局	22. 7. 22	円 120,750	
38	環境局	22. 7. 26	円 148,816	
39	環境局	22. 7. 27	円 91,770	
40	建設緑政局	22. 7. 20	円 327,087	平成21年8月15日、中原区下新城3丁目12番15号先遊歩道内で、歩行中の被害者が、路面の段差につまずいて転倒し、負傷したもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変更事項		専決処分 年月日	変 更 理 由
				変更前	変更後		
53	21. 3. 19	川崎駅前東西連絡 歩道橋上屋その他 整備工事及び川崎 駅前東西連絡歩道 橋整備工事並びに 川崎駅前東西連絡 歩道橋整備(付帯) 工事	横浜市中区太田町四丁 目51番地 鹿島・五洋・重田共同 企業体 代表者 鹿島建設株式会社 代表取締役社長 中村 満義 構成員 五洋建設株式会社 取締役社長 村重 芳雄 構成員 株式会社 重田組 代表取締役 重田 洋一	完成期限 平成22年9月30日	完成期限 平成23年3月31日	22. 8. 6	本工事において基礎工事の 施工中に生じた地中埋設物 撤去作業等に 不測の日数を 要したため。
160	21. 12. 16	仮称ミックスペー パー・その他プラ スチック資源化処 理施設新築工事	川崎市川崎区桜本1丁 目12番1号 野州・大川原・正宗共 同企業体 代表者 野州工業株式会社 代表取締役社長 大島 廣史 構成員 大川原建設株式会 社 代表取締役 大川原 久 正宗産業株式会社 代表取締役 市川 洋治	契約金額 819,000,000 円	契約金額 898,911,300 円	22. 8. 10	工事の施工に 際し、地中に 障害物が存在 していたた め、これを除 去する必要が 生じ、工事費 が増額となっ たため。